○大学院ビジネス研究科における学位授与に関する審査基準

平成18年9月26日 学 長 決 裁

- 第1条 大学院ビジネス研究科における修士の学位授与に関する審査基準をここに 定める。
- 第2条 修士の審査基準を以下のように定める。
 - (1) 研究論文の審査及び最終試験において、基礎学力及び専攻学術の知識に関し、修士課程修了にふさわしい十分な達成度が確認されること。
 - (2) 研究論文の内容が体系的であり、学術論文としての要件を満たしていること。
 - (3) 審査の評価は、A (特に優れている)、B (優れている)、C (水準に達している)及びD (不合格)の四段階とする。
- 2 前項第2号に規定する要件については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 研究テーマ (ビジネス研究) の適切性
- (2) 先行研究の整理の適切性
- (3) 研究方法の適切性
- (4) 論旨の明瞭性及び妥当性
- (5) 論文形式の妥当性

附則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。